「生きる」を創る。
Aflac

New
あんしんパレット しっかり充実医療

契約年齢(＊)
0歳～満85歳
（定額タイプの場合）
（＊）契約内容により異なります。



No.1 アフラック がん保険・医療保険 保有契約件数
各社の統合報告書などに基づくアフラック調べ（2025年3月時点）

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。
商品内容がお客様のご希望（ご意向）に沿っているかご確認ください。
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、裏面に記載の募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットでご案内する保障分野	病気やケガの保障（がんや重大疾病の保障も含む）	がんや重大疾病（特定の疾病）の保障	介護や障がいの保障	死亡時の保障
対応する特約	治療給付金特約 総合先進医療特約 通院特約 入院特約 女性疾病入院特約 女性特定手術特約 子ども特定感染症保障特約 ケガの特約	三大疾病入院特約 三大疾病通院特約 三大疾病一時金特約 保険料払込免除特約	介護・認知症・障害一時金特約 保険料払込免除特約 （介護・認知症・障害保障特則付）	終身特約

このパンフレットではご案内しておりません　貯蓄（教育資金や老後生活資金準備など）

この「パンフレット」は記載の保険の概要を説明しています。ご契約の際には
「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

・「パンフレット」に記載の商品内容などは2026年8月現在のものです。
・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは

＜募集代理店＞（アフラックは代理店制度を採用しています）

当代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、
告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

＜引受保険会社＞

Aflac
アフラック

〒163－0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL https://www.aflac.co.jp/

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター　0120-5555-95
月曜日～金曜日 9:00～18:00　土曜日 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

㊗ 786162(00)　AFアツ課-2026-0150　7月10日

今と、これからを生きる　あなたに、選べる自由を。
あんしん　パレット

ライフステージの変化とともに、期待や不安も変わっていく。

節目節目に必要な保障を
1つから付け足せる(*)仕組みと、
日々の健康づくりから
治療や介護の心配事まで頼れるサービスが、
そのとき必要な安心のかたちで、あなたによりそい続けます。
そんな新しい医療保険が、アフラックから誕生しました。

「初めての医療保険。いきなり選ぶのは難しい…。」



そんなあなたにおすすめなのが
「あんしんパレット しっかり充実医療」。
病気やケガの治療にしっかり備え、
先進医療もカバーするから、
必要な安心がまとめて手に入る。
もちろん、変化に応じた保障の付け足しにも柔軟に。
今からちゃんと備えて、より充実した人生を。

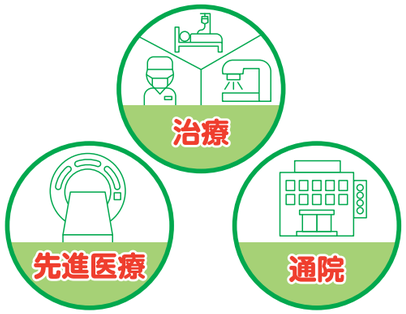
ほしい安心で「生きる」を彩る保険
「あんしんパレット **しっかり充実医療**」です。

あんしんパレット
しっかり充実医療

(*)「あんしんパレット」は、「普通保険約款」に保険契約の共通事項を定め、1つ以上の「特約」(保障)を付加することで成立する保険です。また、アフラック所定の条件により、単独加入できない特約や組み合わせがあります。
詳細は26ページをご確認ください。

しっかり充実医療

病気・ケガの治療と治療前後の通院に備えられます。

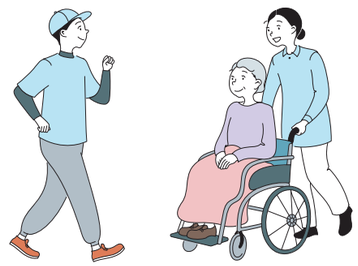


豊富な特約ラインアップから お一人おひとりの ニーズにあわせて 保障を充実させることができます。

▶詳細は3～18ページをご確認ください。

ダックの 頼れるサービス

日々の健康づくりや治療時の悩み、介護や老後の心配事に対し その時々で必要なサービスを ご提供します。



無料や優待価格で 利用できるサービスがあります。

▶詳細は19～20ページをご確認ください。

あんしんパレット しっかり充実医療 の特長

まずは病気・ケガの治療、治療前後の通院に備えましょう。

ご存じですか？ よくある治療の流れ

通院（治療前の検査など） → **治療**（入院・手術・放射線治療） → **通院**（治療後の経過観察など）

治療にかかる費用と
その前後にかかる通院の費用を備えることで、
安心して治療に専念できます。

治療

治療

入院
手術
放射線治療

治療費は、月ごとにまとまった費用を備えましょう

治療（入院・手術・放射線治療）をしたら**10万円！**
治療にかかる費用を月ごとに保障します。

例えば、入院の場合

	1か月目	2か月目
日帰り入院でも	10万円	
入院が月をまたいだら	10万円	10万円

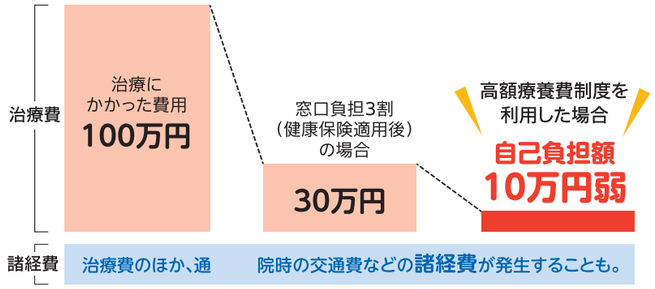
1か月分 10万円 受け取れる！

2か月分 20万円 受け取れる！

例えば

月の治療費が高額療養費制度により**自己負担額は10万円弱**。
100万円だった場合、
そのため月ごとに10万円を備えておくと安心です。

（例） 69歳以下（年収約500万円）の場合



諸経費 治療費のほか、通院時の交通費などの**諸経費**が発生することも。

▶高額療養費制度については21～22ページをご確認ください。

さらに

治療が月を**自己負担**そのため、10万円を備えておくと安心です。

またいだ場合、**額は2か月分**かかります。
1か月目も2か月目も月ごとに

※年齢や所得によって自己負担額は異なります。
※高額療養費制度については、2026年8月現在の公的医療保険制度に基づいて記載しています。詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

先進医療

公的医療保険制度の対象外となる先進医療にも備えておくと安心です

先進医療にかかる技術料のうち
自己負担額と同額
（通算2,000万円まで）を保障します。

例えば

重粒子線治療の（令和5年7月1日～令和6年6月30日の1年間の実績）平均費用は…

1件あたりの先進医療費用（＊） **約314万円**

全額自己負担となります。

（＊）厚生労働省 第138回先進医療会議「【先進医療A】令和6年6月30日時点における先進医療に係る費用 令和6年度実績報告（令和5年7月1日～令和6年6月30日）」をもとにアフラック作成

通院

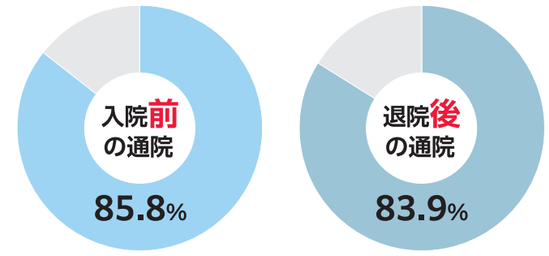
通院

治療の前後には通院を行うことがあります

入院前後の通院だけではなく、
外来手術や**放射線治療**の**前後**の通院も幅広く保障します。

退院をした後だけでなく、
入院をする前にも**8割以上の方が通院**をしています。

●入院前に通院する人の割合　●退院後に通院する人の割合



厚生労働省「令和5年 患者調査」をもとにアフラック作成
※通院には在宅医療（往診）を含む
※割合を求めた総数から「他の病院・診療所に入院」の数を除いて表示

さらに 治療に伴いかかる諸経費や特定の病気に対する保障など、豊富な特約ラインアップで充実させることができます。

治療・先進医療・通院の保障をしっかりと備えられます。さらに、ダックの頼れるサービスでお客様をトータルに支えます。

治療



病気・ケガによってつぎのいずれかの
治療を受けたときに受け取れます

入院 2か月型(*1)	入院をしたとき
手術 月数無制限	手術(外来手術を含む)を受けたとき
放射線治療 月数無制限	放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき

治療給付金特約
治療給付金
契約年齢:0歳～満85歳

特約給付金額 10万円の場合

いずれかに該当した月ごとに1回
同月内に複数の支払事由に該当した場合でも重複してお支払いしません
10万円

外来手術のみに該当した月も同額を保障(*2)
手術または放射線治療の場合 月数無制限で保障

保険期間 終身



病気・ケガによって
先進医療による療養を受けたときに受け取れます

⚠ 先進医療とは厚生労働大臣が認める医療技術で、対象となる疾患・症状等および実施する医療機関が限定されています。これらは、随時見直され「先進医療」から除外された場合は保障の対象となりません。

総合先進医療特約(*3)
先進医療給付金
契約年齢:0歳～満85歳

先進医療にかかる技術料のうち
自己負担額と同額

通算2,000万円まで保障

保険期間 10年 自動更新

通院



入院・手術・放射線治療の**前後**に
病気・ケガの治療を目的として
通院をしたときに受け取れます

通院特約(*3)
通院給付金
契約年齢:0歳～満85歳

特約給付金額 5,000円の場合

1日につき
5,000円

往診、訪問診療、オンライン診療、電話診療も保障
治療前60日(*4)～治療後120日以内の通院について30日まで保障

保険期間 終身

上記プランに加えて、ニーズにあわせてさまざまな特約・特則を付加することができます！ ▶詳細は7～18ページをご確認ください。

ご契約後のサービス



ダックの頼れるサービス

その時々で**必要なサービス**を、**無料・優待価格**でご利用いただけます。

▶詳細は19～20ページをご確認ください。

(*1)支払事由のうち、入院のみに該当した月は、1回の入院についての治療給付金をお支払いする月数に限度(2か月)があります。また、治療給付金の支払限度の型は、4か月型・12か月型をお選びいただくこともできます。
(*2)外来手術のみに該当した場合の給付割合は特約給付金額の100%に設定されています。特約給付金額の50%に設定することもできます。
(*3)ご希望により取り外すことができます。 (*4)入院開始日の前日または手術もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって60日以内

給付金のお支払いなどについて、詳細は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

あんしんパレット
しっかり充実医療

付加できる
豊富な特約
ラインアップ

ご希望にあわせて特約・特則を付加して、保障を充実させることができます。



入院の保障（差額ベッド代など）	日額の入院保障を準備したい方に ▶さらに、三大疾病になった場合の長期の入院に備えられる特則もあります		入院特約	10ページへ
三大疾病の保障 がん・上皮内新生物 心疾患 脳血管疾患	三大疾病で所定の状態になった場合の	長期の治療に備えたい方に	三大疾病支払月数無制限延長特則	12ページへ
		入院に手厚く備えたい方に	三大疾病入院特約	
		通院に手厚く備えたい方に	三大疾病通院特約	
		まとまった一時金を準備したい方に	三大疾病一時金特約	
介護や身体障害の保障	要介護・認知症・身体障害状態に対するまとまった一時金を準備したい方に		介護・認知症・障害一時金特約	14ページへ
保険料負担への備え	三大疾病などで所定の状態になった場合の保険料負担をなくしたい方に		保険料払込免除特約	15ページへ
女性特有の病気の保障	女性特有の病気の	入院に手厚く備えたい方に	女性疾病入院特約	16ページへ
		手術（乳房・子宮・卵巣）に手厚く備えたい方に	女性特定手術特約	
お子さまのための保障	お子さまが特定の感染症（インフルエンザなど）で通院や入院をしたときの経済的負担に備えたい方に		子ども特定感染症保障特約	18ページへ
ケガの保障	骨折などケガをした場合の一時金や通院保障を準備したい方に		ケガの特約	18ページへ
万が一の保障	遺された家族のために、もしものときの死後整理資金を準備したい方に		終身特約	17ページへ
健康なときの祝金	所定の条件を満たしたときに3年に1度健康祝金を受け取りたい方に		健康祝金特則	18ページへ

入院の保障

入院時は、治療費以外にも差額ベッド代や入院に伴うさまざまな諸経費がかかります。

諸経費は、治療にかかわる直接的な費用ではないため
高額療養費制度は適用されず、**全額自己負担**となります。

▶高額療養費制度については21～22ページをご確認ください。

諸経費の例

差額ベッド代(*1)

●1日あたりの差額ベッド代の平均徴収額(*2)



平均(全体) **6,862円**

1人室	8,625円
2人室	3,149円
3人室	2,778円
4人室	2,780円

入院中の日用品代
(パジャマ・タオルなど)



その他

・入院中の食事代
・入院中のテレビ視聴費用
・家族・付き添い人の交通費
・見舞い返し代
・ベビーシッター費用
（お子さまが小さい場合） など

（*1）差額ベッド代のかかる個室などを希望された場合。差額ベッド代が発生しないケースもあります。
（*2）厚生労働省「第613回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況(令和6年8月1日現在)」

入院特約

契約年齢：0歳～満85歳

疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガによって入院をしたとき	特約給付金額5,000円の場合 1日につき **5,000円** 1回の入院について60日まで保障(*3)	保険期間 終身

(*3)1回の入院についての支払限度が60日型の場合。120日型を選択することもできます。

特則を付加できます 治療が長期化する場合がある三大疾病により手厚く備えたい方向けに

三大疾病支払日数無制限延長特則

三大疾病無制限延長入院給付金	三大疾病(がん(悪性新生物)・上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患)の治療を目的として以下いずれかの入院をしたとき ①疾病入院給付金・災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院 ②疾病入院給付金・災害入院給付金の通算支払限度日数をこえる入院	1日につき **入院特約の特約給付金額と同額** 日数無制限で保障

三大疾病は、
入院が長期化する
場合があります。

特に**脳血管疾患は長期化しやすい傾向**があります。

●三大疾病の退院患者の平均在院日数(*4)

脳血管疾患	くも膜下出血 **104.5日**	脳内出血 **101.4日**	脳梗塞 **65.6日**
がん(悪性新生物)	**14.4日**		
心疾患(高血圧性のものを除く)	**18.3日**		

再発や治療を
繰り返すこともあります

(*4)データの数値に上皮内新生物は含みません

厚生労働省「令和5年 患者調査」をもとにアフラック作成

▶三大疾病について、詳細は11ページをご確認ください。

三大疾病の保障

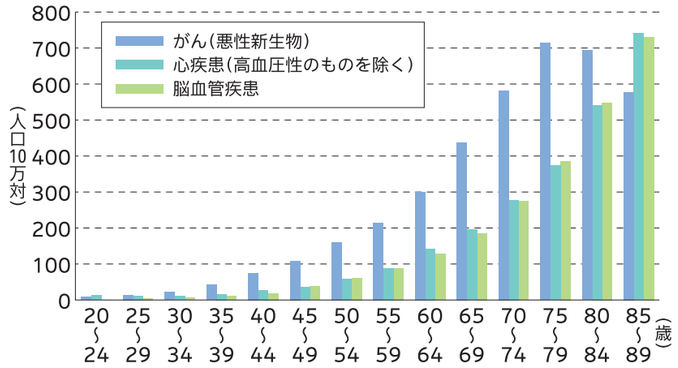
三大疾病は、多くの方が経験する身近な病気です。

●三大疾病の総患者数(*1)(*2)

がん（悪性新生物）	393.9万人
心疾患（高血圧性のものを除く）	357.8万人
脳血管疾患	188.6万人

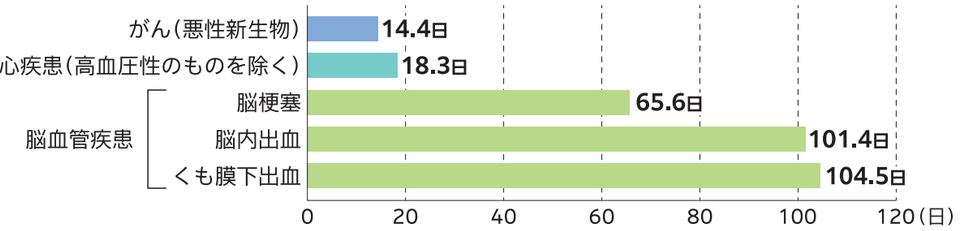
三大疾病は、40代からリスクが高まります。

●三大疾病の受療率(*1)(*2)



三大疾病は、入院が長期化する場合があります。

●三大疾病の退院患者の平均在院日数(*1)(*2)

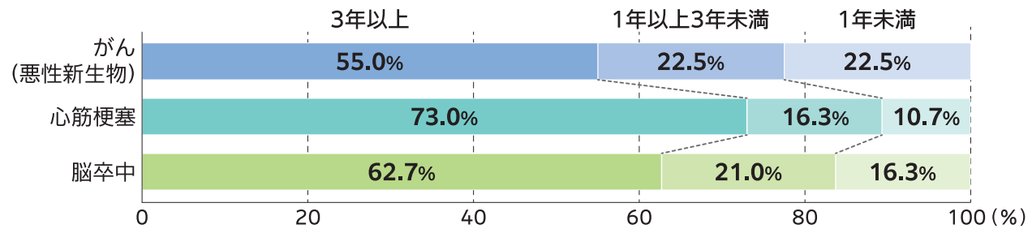


（*1）厚生労働省「令和5年 患者調査」をもとにアフラック作成　（*2）データの数値に上皮内新生物は含みません。

三大疾病に含まれる、がん(悪性新生物)・心筋梗塞・脳卒中は、治療が長期化する場合があります。

治療が長引くと治療費や諸経費の支払いも継続するため、
結果として**自己負担の総額は大きく**なってしまいます。
また、すぐに仕事へ復帰することが難しい場合には、**収入が減少**するかもしれません。

●がん(悪性新生物)・心筋梗塞・脳卒中の治療期間（治療中・経過観察中を含みます）



治療・生活状況変化の実態に関するアンケート調査（2023年5月アフラック実施）

治療

三大疾病支払月数無制限延長特則

「治療給付金特約」と同時加入する必要があります。

契約年齢：0歳～満85歳

三大疾病無制限延長治療給付金	三大疾病（がん（悪性新生物）・上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患）の治療を目的として以下いずれかの入院をしたとき ①治療給付金の1回の入院についての支払限度月数をこえる入院 ②治療給付金の通算支払限度月数をこえる入院	該当した月ごとに1回 治療給付金特約の特約給付金額と同額 月数無制限で保障

入院

三大疾病入院特約

契約年齢：0歳～満85歳

三大疾病入院給付金	三大疾病（がん（悪性新生物）・上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患）の治療を目的として入院をしたとき	特約給付金額5,000円の場合 1日につき 5,000円 日数無制限で保障 保険期間 終身

通院

三大疾病通院特約

契約年齢：0歳～満85歳

三大疾病通院給付金	入院・手術・放射線治療の前後に三大疾病（がん（悪性新生物）・上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患）の治療を目的として通院をしたとき	特約給付金額5,000円の場合 1日につき 5,000円 治療前60日(*3)～治療後5年以内の通院について120日まで保障 保険期間 終身

（*3）入院開始日の前日または手術もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって60日以内

一時金

三大疾病一時金特約

契約年齢：0歳～満85歳

⚠ がん（悪性新生物）・上皮内新生物の保障開始まで、3か月の待ち期間（保障されない期間）があります。
ただし、「がん・上皮内新生物不担保特則」を付加した場合は「三大疾病一時金特約」の待ち期間はありません。

三大疾病一時金	がん（悪性新生物）・上皮内新生物と診断確定されたときや、心疾患・脳血管疾患の治療を目的として手術または所定の入院をしたとき	特約給付金額50万円の場合 疾病ごとに1年に1回 50万円 上皮内新生物の場合 1年に1回 5万円(*4) がん・上皮内新生物・心疾患・脳血管疾患それぞれに対して1年に1回を限度（回数無制限） 保険期間 終身

特則を付加できます　がん保険などでがん・上皮内新生物の一時金の保障をお持ちの方向けに

がん・上皮内新生物不担保特則

心疾患・脳血管疾患の治療を目的として手術または所定の入院をしたとき
（がん・上皮内新生物の保障がなくなります）

三大疾病一時金特約の特約給付金額が50万円の場合
疾病ごとに1年に1回 50万円
心疾患・脳血管疾患それぞれに対して1年に1回を限度（回数無制限）

所定の入院とは
急性心筋梗塞・脳卒中の場合　：治療を目的とした1日以上の入院
急性心筋梗塞・脳卒中以外の場合：治療を目的とした継続10日以上の入院

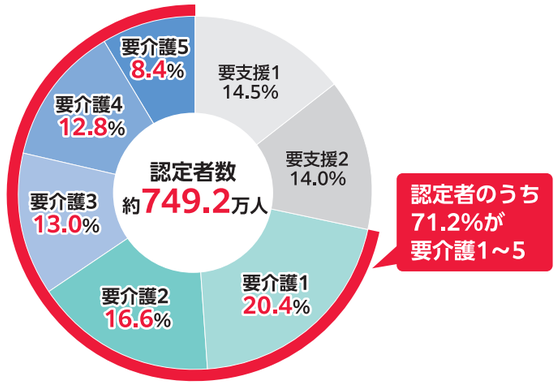
（*4）上皮内新生物給付割合が10%の場合。100%を選択することもできます。

給付金のお支払いなどについて、詳細は「契約　　概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

介護や身体障害の保障

約750万人が要支援・要介護と認定されています。介護が必要となった主な原因は、認知症だけではなく、脳血管疾患や関節疾患などの病気、骨折などのケガとなっています。

●要支援・要介護認定者数



厚生労働省「介護給付費等実態統計月報」（令和7年4月審査分）
をもとにアフラック作成
※端数処理の関係で内訳の合計は100%とならないことがあります。

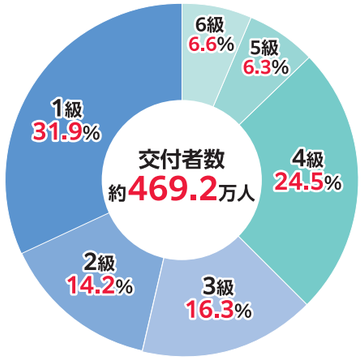
●介護が必要となった主な原因

認知症	16.6%
脳血管疾患（脳卒中）	16.1%
骨折・転倒	13.9%
高齢による衰弱	13.2%
関節疾患	10.2%

厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査」をもとに
アフラック作成

身体障害者手帳を交付されている人は約470万人にものぼります。病気や事故・ケガが原因で身体障害状態になることもあります。

●身体障害者手帳の交付者数（障害等級別、18歳以上）



厚生労働省「令和5年度 福祉行政報告例」をもとにアフラック作成
※端数処理の関係で内訳の合計は100%とならないことがあります。

●身体障害の原因（身体障害者手帳所持者）
※原因が「わからない」「不詳」除く

病気	68.5%
生まれた時から（出生時の損傷を含む）	11.5%
事故・ケガ	10.6%
加齢	5.3%
災害	0.2%
その他	4.0%

厚生労働省「令和4年 生活のしづらさなどに関する調査
（全国在宅障害児・者等実態調査）」をもとにアフラック作成
※端数処理の関係で内訳の合計は100%とならないことがあります。

まとまった一時金があれば、突然直面する介護の初期費用に備えることができます。

●自費で購入した場合の初期費用（目安）の例


車いす
5～67万円


特殊寝台
16～61万円


ポータブルトイレ
3～19万円


手すり
2万円～
（工事費別途）

※公的介護保険の給付対象となる場合があります。（公財）生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2024年10月改訂版）をもとにアフラック作成

介護・認知症・障害一時金特約

契約年齢：満18歳～満79歳

介護・認知症・障害一時金

以下いずれかの事由に該当したとき
①公的介護保険制度にもとづく要介護1から要介護5のいずれかの認定をされたとき
②認知症による要介護状態が90日以上継続したと診断確定されたとき
③身体障害者福祉法に定める1級から6級のいずれかの障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき

特約給付金額100万円の場合
1回限り
100万円

保険期間 終身

公的介護保険制度にもとづく要介護度の目安





軽度 ← 要介護度 → 重度

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などに、何らかの支えを必要とすることがある。 掃除、買い物などの家事の一部や、入浴などに、見守りや手助けを必要とすることがある。	起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持、歩行などに、何らかの支えを必要とする。 食事、排泄、入浴、薬の内服、金銭管理などに、手助けを必要とすることがある。 物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある。	起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などが一人でできない。 食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、介助を必要とする。 認知機能の低下がみられ、それに伴ういくつかの行動・心理症状(*)がみられることがある。	起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行などが一人でできない。 座位保持に何らかの支えを必要とする。 食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、全面的な介助を必要とする。 全般的な認知機能の低下がみられ、それに伴う多くの行動・心理症状(*)がみられる。	起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行、座位保持などが、ほとんどできない。 日常生活を遂行する能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする。 意思の疎通ができないことが多い。

※公的介護保険制度による要介護認定は、満65歳以上の方（第1号被保険者）、満40歳から満64歳までの方で公的医療保険に加入している方（第2号被保険者）のうち、要介護状態になった原因が16種類の特定疾病に限り対象となります。そのため、第2号被保険者でも要介護状態になった原因が16種類の特定疾病以外の方と満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。

（＊）行動・心理症状とは、暴力・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のこと。

（公財）生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2024年10月改訂版）をもとにアフラック作成

身体障害状態6級の目安

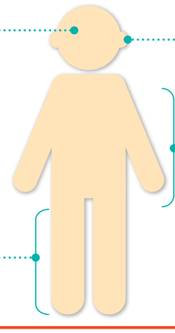
軽度 ← 等級 → 重度

6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級

【視覚障害】
視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

【肢体不自由（下肢）】
❶ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
❷ 一下肢の足関節の機能の著しい障害





【聴覚障害】
❶ 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）
❷ 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

【肢体不自由（上肢）】
❶ 一上肢のおや指の機能の著しい障害
❷ ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの
❸ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの

厚生労働省「身体障害者福祉法施行規則 別表第5号」をもとにアフラック作成

保険料負担への備え

保険料払込免除特約

契約年齢：0歳～満85歳

⚠ がん（悪性新生物）・上皮内新生物の保障開始まで、3か月の待ち期間（保障されない期間）があります。

「保険料払込免除特約」のみでの加入はできません。
「ケガの特約」と「保険料払込免除特約」のみでの加入はできません。
「終身特約」と「保険料払込免除特約」のみでの加入はできません。

がん（悪性新生物）・上皮内新生物と診断確定されたときや、
心疾患・脳血管疾患の治療を目的として
手術または所定の入院をしたとき

以後の保険料のお払込みは不要（＊1）
（保障は継続します）

所定の入院とは	急性心筋梗塞・脳卒中の場合　：治療を目的とした1日以上の入院 急性心筋梗塞・脳卒中以外の場合：治療を目的とした継続10日以上の入院

特則を付加できます　介護・認知症・身体障害状態になった場合の保険料負担もなくしたい方向けに

介護・認知症・障害保障特則　契約年齢：満18歳～満79歳

左記に加えてつぎの①から③のいずれかの事由に該当したとき
①公的介護保険制度にもとづく**要介護1から要介護5のいずれか**の認定をされたとき
②認知症による要介護状態が90日以上継続したと診断確定されたとき
③身体障害者福祉法に定める**1級から6級のいずれかの障害**に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき

以後の保険料のお払込みは不要（＊1）
（保障は継続します）

（＊1）「ケガの特約」については保険料のお払込みが免除されないため、引き続き保険料のお払込みが必要となります。

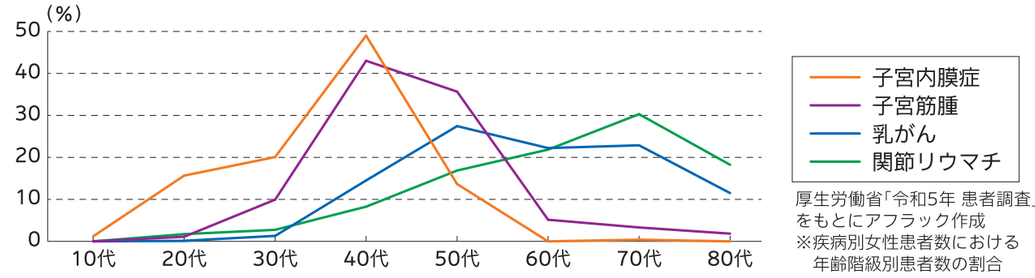
⚠ 今回お申込みいただく保障に対して適用されるものであり、現在加入中の医療保険を保険料払込免除にするものではありません。

女性特有の病気の保障

幅広い年代で女性特有の疾病に備えておくと安心です。

子宮内膜症は**20代から**、子宮筋腫は**30代から**、
乳がんは**40代から**、関節リウマチは**50代から**多くなる傾向があります。

●女性患者数の年代別割合



厚生労働省「令和5年 患者調査」をもとにアフラック作成
※疾病別女性患者数における年齢階級別患者数の割合

女性特定疾病に該当する病気の代表例　詳細については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

女性特有の病気	•卵巣機能障害 •卵巣のう腫 •卵巣出血	•卵管留膿症 •子宮内膜症 •子宮筋腫	•子宮脱 •女性不妊症 •月経不順	•乳房の良性新生物 •子宮の良性新生物 •卵巣の良性新生物　など
妊娠・出産にかかわる症状 等	•流産 •早産 •子宮外妊娠	•妊娠悪阻 •妊娠高血圧症候群 •妊娠糖尿病	•帝王切開 •多胎分娩 •吸引分娩	•鉗子分娩 •骨盤位経腟分娩（逆子） •産褥（さんじょく）感染症　など
がん・上皮内新生物	すべてのがん・上皮内新生物　＜女性特有のがん・上皮内新生物に限りません＞			
その他の病気	•鉄欠乏性貧血 •アレルギー性紫斑病 •甲状腺機能低下症 •甲状腺腫 •バセドウ病 •橋本病 •下肢の静脈瘤 •低血圧症	•胆石症 •胆のう炎 •関節リウマチ •若年性関節炎 •大動脈炎症候群 •全身性エリテマトーデス •全身性強皮症 •シェーグレン症候群	•膠原（こうげん）病 •ネフローゼ症候群 •糸球体腎炎 •腎盂腎炎 •腎不全 •腎結石 •尿管結石 •尿路結石	•膀胱炎 •尿路感染症 •腹圧性尿失禁 •乳腺炎 •乳腺症 •更年期障害　など

※正常分娩や美容上の処置などは支払対象外となります。

入院

女性疾病入院特約

契約年齢：0歳～満85歳

女性疾病入院給付金	**女性特定疾病**によって入院をしたとき	1日につき **5,000円** 1回の入院について60日まで保障（＊2）	保険期間 終身

（＊2）1回の入院についての支払限度が60日型の場合。120日型を選択することもできます。

手術

女性特定手術特約

契約年齢：満15歳～満70歳

⚠ 乳房に関する保障開始まで、3か月の待ち期間（保障されない期間）があります。

女性手術給付金	病気・ケガによりつぎの手術を受けたとき ①乳房にかかわる手術 ②子宮または子宮附属器（卵巣・卵管）にかかわる手術	いずれか1回限り **5万円**	保険期間 10年 自動更新
女性特定手術給付金（＊3）	病気・ケガによりつぎの手術を受けたとき ①乳房観血切除術　②子宮全摘出術 ③卵巣全摘出術	①1乳房につき1回限り ②1回限り ③1卵巣につき1回限り **20万円**	
乳房再建給付金（＊4）	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について、乳房再建術を受けたとき	1乳房につき1回限り **50万円**	

（＊3）両側の乳房を同時に切除した場合、または両側の卵巣を同時に摘出した場合、重複してお支払いしません。
（＊4）両側の乳房再建術を同時に受けた場合、重複してお支払いしません。

給付金のお支払いなどについて、詳細は「契約　　概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

お子さまのための保障

**子どもの治療費は医療費助成制度により、ほとんど発生しません。
しかし、通院の付き添いや、登校・登園できない期間の対応など、
さまざまな経済的負担が発生することもあります。**

●急な病気によって発生する負担や費用(例)

- 欠勤による収入減少
- 通院時の交通費(タクシー・ガソリン代など)
- 病児保育代

子ども特定感染症で保障対象となる感染症の例

インフルエンザ(インフルエンザウイルスによるもの)／水ぼうそう(水痘)／はしか(麻しん)／プール熱(ウイルス性咽頭結膜炎)／風しん／おたふくかぜ(ムンプス)／百日咳／腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)／流行性角結膜炎(アデノウイルスによる角結膜炎)／結核

※新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ菌感染症、ノロウイルス感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、RSウイルス感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、突発性発しん等は、「子ども特定感染症保障特約」のお支払いの対象ではありません。

子ども特定感染症保障特約

契約年齢:0歳～満18歳

⚠ 保障開始まで、1か月の待ち期間(保障されない期間)があります。

子ども特定感染症治療給付金	子ども特定感染症(＊1)の治療を目的とする通院または入院をしたとき	1年に1回 1.5万円 入院を伴わない通院も保障 通算10回まで保障	保険期間 1年(＊2) 自動更新
子ども特定感染症入院一時金	子ども特定感染症(＊1)の治療を目的とする入院をしたとき	1回の入院につき 10万円 回数無制限で保障	

(＊1)対象となる感染症は左記をご確認ください。
(＊2)更新後の保険期間満了の日の翌日に満23歳をこえる場合は更新されません。

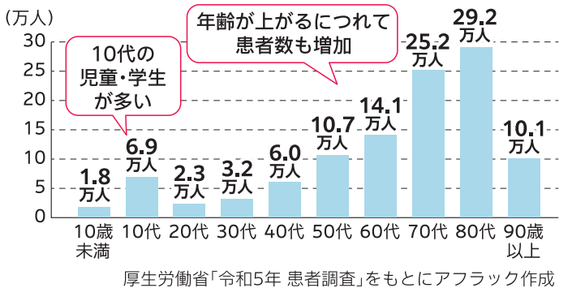
ケガの保障

**ケガは自宅など身近な場所での発生が
半数以上を占めています。**

交通事故／スポーツ／転倒／虫刺され

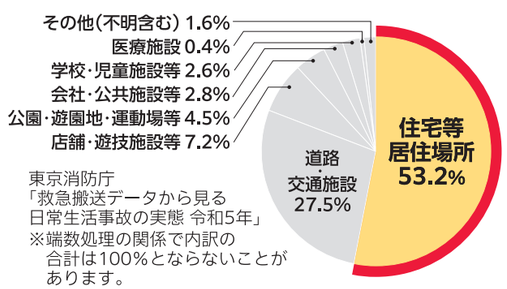


●年代別骨折患者数



厚生労働省「令和5年 患者調査」をもとにアフラック作成

●日常生活事故の発生場所



東京消防庁「救急搬送データから見る日常生活事故の実態 令和5年」
※端数処理の関係で内訳の合計は100%とならないことがあります。

ケガの特約

契約年齢:0歳～満85歳

🚫「ケガの特約」と「保険料払込免除特約」のみでの加入はできません。
❗ アフラックの医療保険のご契約がない場合、右記の特約を除く他の特約と同時加入する必要があります。 「総合先進医療特約」「保険料払込免除特約」

特定損傷給付金	不慮の事故による特定損傷(骨折、関節脱臼、腱の断裂)の治療を事故の日から180日以内に受けたとき	1回につき 5万円 通算10回まで保障	保険期間 1年
災害通院給付金	不慮の事故によるケガによって事故の日から180日以内に通院をしたとき	1日につき 3,000円 入院を伴わない通院も保障 同一の事故による通院について30日まで保障	

万が一の保障

終身特約

契約年齢:満3歳～満85歳

🚫「終身特約」のみでの加入はできません。
🚫「終身特約」と「保険料払込免除特約」のみでの加入はできません。

死後の整理資金に備えることができます。

葬儀費用の総額(葬儀にかかる基本料金、飲食費、返礼品費の合計金額) 平均118.5万円

株式会社鎌倉新書「第6回 お葬式に関する全国調査(2024年)」

特約死亡保険金	死亡したとき	特約保険金額100万円の場合 いずれか1回限り 100万円	保険期間 終身
特約高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき		

健康なときの祝金

健康祝金特則

契約年齢:0歳～満85歳

❗「治療給付金特約」と同時加入する必要があります。

健康祝金(＊3)	以下のすべてに該当したとき ①3年ごとの健康祝金支払基準日の前日が終了したときに被保険者が生存しているとき ②健康祝金支払判定期間に治療給付金が支払われなかったとき	3年ごとに 2.5万円

(＊3)被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日の翌日以後は、健康祝金のお支払いはありません。

ダックの頼れるサービス

日々の健康づくりや治療時の悩み、介護や老後の心配事にその時々で必要なサービスを無料や優待価格でご利用いただけます。

「ダックの頼れるサービス」について、動画でもご確認いただけます。
スマートフォンで右のコードを読み取って簡単アクセス

サービス例

日々の健康づくり



- 優待 施設 スポーツクラブ優待利用サービス
- (＊1)無料 WEB オンラインフィットネス優待利用サービス
- 優待 WEB 献立・栄養管理支援サービス
- (＊1)無料 電話 メンタルヘルス電話相談／面談サービス
- 優待 施設 人間ドック・PET検診予約サービス

治療への備え



- 優待 WEB オンライン診療サービス
- (＊1)無料 電話 セカンドオピニオンサービス／治療を目的とした専門医紹介サービス
- (＊1)無料 電話 電話相談サービス
- (＊1)無料 WEB 医療機関・病児保育検索サービス

介護や老後の生活への備え



- (＊1)無料 電話 くらしと介護サポート
- 優待 電話 入院身元保証／入居身元保証
- 優待 電話 エンディングサポート（死後事務サービス）

例えば、こんな困ったときに…



自分が受診したいけど小さい子どもを連れて病院に行けない

かかりつけ医が休診日で直接診てもらうのが難しい

病院で感染症をもらってこないか心配

オンライン診療サービス

365日診察可能

365日、自宅にいながらいつでも診察が受けられる診療サービスです。薬は近くの薬局か宅配で受け取りをすることができ、診断書・登園許可証・登校許可証の発行も可能です（内科・小児科に対応）。

＜利用対象＞ ご契約者とそのご家族(＊2)

申込み・登録完了後15分以内に診察開始（**最短5分で診察開始**）
システム利用料無料
※登録不備がある場合、追加確認が必要な場合、または年末年始やゴールデンウィークなどの繁忙期の場合は、15分をこえる場合があります。
※医療機関の受診やお薬の受け取りにかかる費用は利用者負担です。



※オンライン診療は医師が得られる情報が限られるため、対面診療と適切に組み合わせて利用する必要があります。医師の判断により、オンライン診療ではなく対面診療をご案内する場合がありますのでご了承ください。

例えば、こんな困ったときに…



治療の選択について説明を受けたが決められない

他の先生にも意見を聞いてみたい

できるだけ情報を集めて判断したい

セカンドオピニオンサービス／治療を目的とした専門医紹介サービス

お客様満足度 97.2% 利用者アンケートより集計

専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた約7,100名（2024年6月現在）の優秀な専門医の中から、利用者に最適と思われる名医・専門医を選んでご紹介。受診までサポートします。

＜利用対象＞ 被保険者

セカンドオピニオンサービス
医師の紹介および**セカンドオピニオン受診費用無料**

治療を目的とした専門医紹介サービス
医師の紹介にかかる**費用無料**



(＊1)無料で利用できる条件や範囲は、サービスによって異なります。 (＊2)ご家族（配偶者および2親等内）のご利用には、ご契約者様によりご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」の新規登録・ログインが必要です。

●ダックの頼れるサービスはアフラックの医療保険のお客様に向けて、アフラックが紹介する提携企業のサービスの総称です。
●ダックの頼れるサービスの内容は、2026年8月現在のものであり、将来変更される場合があります。
●ご契約者様が法人の場合、一部のサービスはご利用いただけません。
●サービス提供エリアは各サービス提供会社によって異なります。一部対応エリアが限られる場合があります。
●ダックの頼れるサービスは、無料で利用できるサービスもありますが、アフラックの医療保険に複数ご加入いただいても、無料での提供回数は変わりません。
●ダックの頼れるサービスは、各サービス提供会社とお客様との間の利用規約やその他契約に基づいて提供されます。無料で利用できるサービスを除き、各サービスの利用料金はお客様のご負担となります。
●各サービスの詳細はアフラックオフィシャルホームページ（https://www.aflac.co.jp/keiyaku/tayoreruservice.html）をご確認ください。

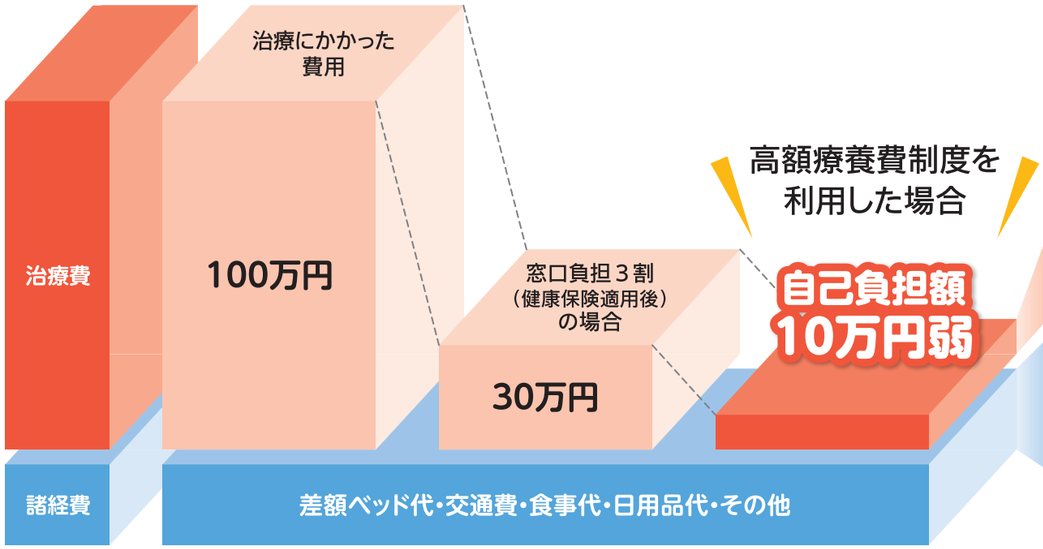
高額療養費制度を利用した場合の費用

高額療養費制度とは、治療費（医療費）が高額になった場合に**一定の金額を超えた分が支給**される制度であり、治療が続いた場合、**月ごとに自己負担額**がかかります。
また、**治療費以外の諸経費**は高額療養費制度が適用されず**全額自己負担**となります。

※2026年8月現在の公的医療保険制度に基づいて記載しています。詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

「高額療養費制度」について、詳しくはこちらへ
スマートフォンで
右のコードを読み取って簡単アクセス

■月の治療費が100万円だった場合の自己負担額
例：69歳以下・年収約500万円の場合(＊1)



治療費の自己負担額

例えば 69歳以下・年収約500万円で
月の治療費が100万円だった場合(＊1)

1か月あたりの自己負担額（世帯ごと(＊2)）
85,800円+（100万円−286,000円）×1%　＝92,940円

プラス

諸経費の自己負担額

諸経費は、治療にかかわる直接的な費用ではなく、
治療に伴い発生するものであるため、全額自己負担となります。

■諸経費の例

差額ベッド代(＊3)



1日あたりの
平均（全体）6,862円(＊4)

入退院・通院時の交通費（電車・タクシー代など）



入院中の日用品代（パジャマ・タオルなど）

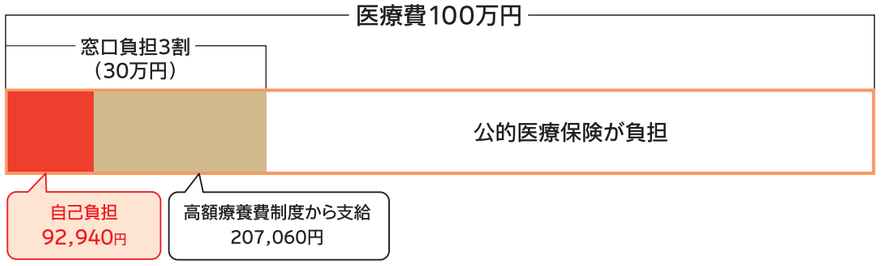


〈その他〉
- 入院中の食事代
- 入院中のテレビ視聴費用
- 家族・付き添い人の交通費
- 見舞い返し代
- ベビーシッター費用（お子さまが小さい場合）　など

69歳以下の場合



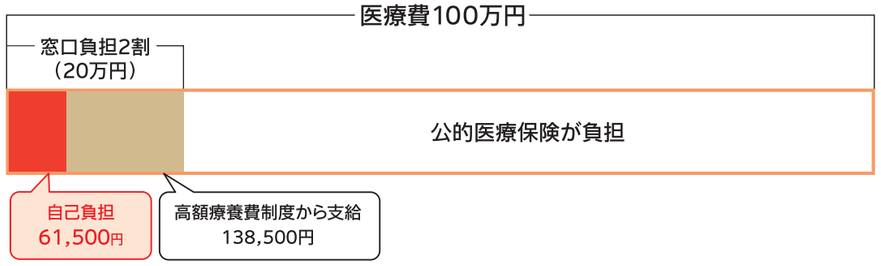
例 40歳 女性・年収約500万円(＊1)
月100万円の医療費がかかった場合 〉 自己負担額は **92,940円**



70歳以上の場合



例 72歳 男性・年収約200万円未満(＊1)
月100万円の医療費がかかった場合
※住民税非課税の場合を除く 〉 自己負担額は **61,500円**



（＊1）年齢や所得によって自己負担額は異なります。本ページ右上のコードよりWEBページにアクセスのうえ、詳細をご確認ください。
（＊2）世帯ごとの合算については、所定の条件があります。
（＊3）差額ベッド代のかかる個室などを希望された場合。差額ベッド代が発生しないケースもあります。
（＊4）厚生労働省「第613回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況（令和6年8月1日現在）」

お申込みの前にご確認ください。
詳細は「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

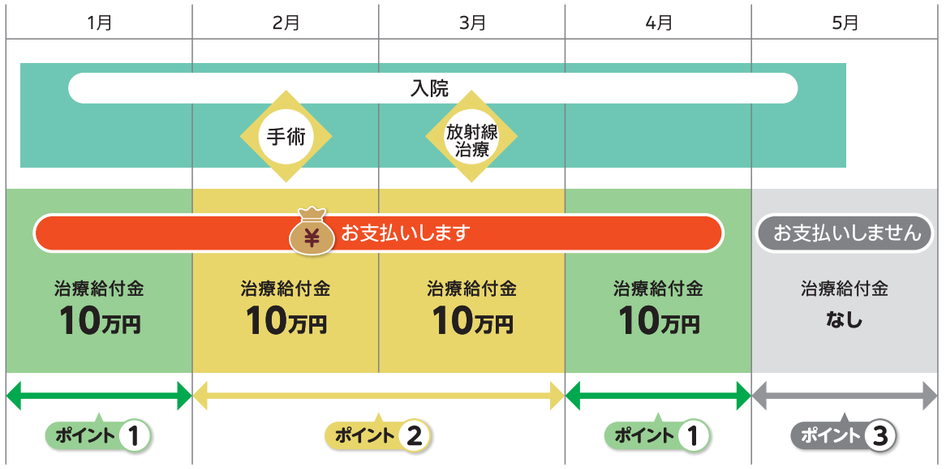
Q1 同じ月に「入院」と「手術」「放射線治療」を行った場合、治療給付金の支払いはどうなりますか?

A1 支払事由に該当した月ごとに治療給付金をお支払いします。
ただし、複数の支払事由に該当した場合、重複してお支払いしません。
(お支払い金額は治療給付金の特約給付金額となります。)

治療給付金のお支払い例

■特約給付金額:10万円
支払限度の型:2か月型の場合

入院によるお支払い
手術・放射線治療によるお支払い …… 支払月数無制限



ポイント 1 …入院のみに該当する月は、「治療給付金の支払限度(2か月)」を限度に治療給付金をお支払いします。

ポイント 2 …入院と同じ月に手術・放射線治療を受けた場合は、「治療給付金の支払限度(2か月)」には算入せず、治療給付金をお支払いします。

ポイント 3 …「治療給付金の支払限度(2か月)」を超えており、他の支払事由にも該当しないため、治療給付金のお支払いはありません。

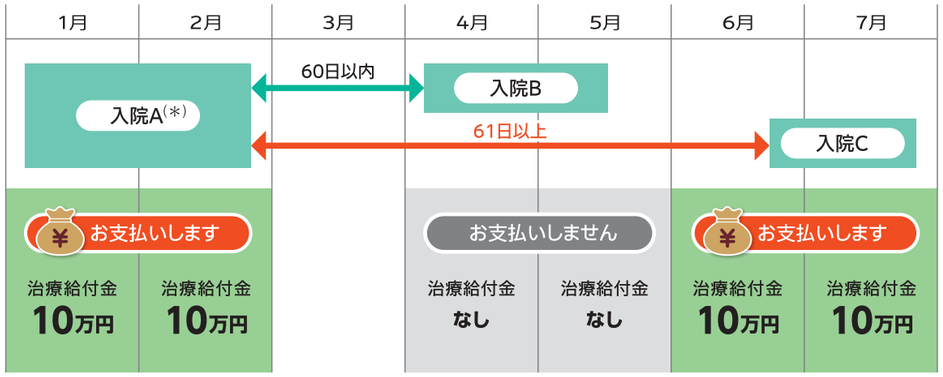
Q2 複数回「入院」した場合の治療給付金の支払いはどうなりますか?

A2 入院Aは治療給付金(2か月分)をお支払いします。
入院Bは、入院Aの退院日の翌日から60日以内に開始しているため、
入院Aと入院Bは「1回の入院」とみなします。そのため、治療給付金の支払限度は同じ入院として算入しますが、すでに入院Aで支払限度(2か月)に達しているため、
入院Bについては治療給付金の支払対象外となります。
なお、入院Cは入院Aの退院日の翌日から61日以上経過後に開始しているため、
「新たな入院」とみなし新たに支払限度を適用するため、
治療給付金の支払対象となります。

治療給付金のお支払い例

■特約給付金額:10万円
支払限度の型:2か月型の場合

入院によるお支払い



(*)治療給付金を支払う月数の限度(2か月)に達した入院

Q3 不妊治療をおこなった場合、支払対象となりますか?

A3 以下の診療行為について、「治療給付金特約」「通院特約」「女性特定手術特約」の支払対象となります。

女性が被保険者の場合のみ支払対象	●人工授精 ●採卵術 ●胚移植術
男性が被保険者の場合のみ支払対象	●精巣内精子採取術

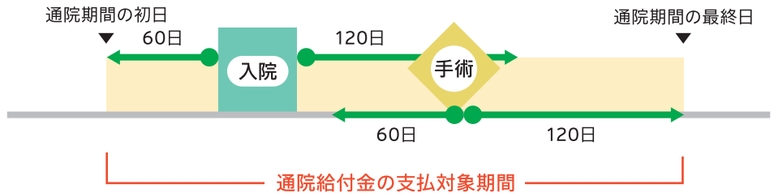
※不妊治療に関わる管理料(体外受精・顕微授精管理料など)については、支払対象外となります。
※不妊治療で先進医療を実施した場合、「治療給付金特約」「女性特定手術特約」の支払対象とはなりませんが、「総合先進医療特約」「通院特約」の支払対象となる場合があります。
※2025年8月現在(医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります)

いろいろな疑問にお答えします[Q&A]

お申込みの前にご確認ください。
詳細は「契約概要・注意喚起情報」
「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q4 「入院」した後、退院後の通院期間中に「手術」を受けました。通院給付金の支払対象期間はどうなりますか?

A4 「入院」、「手術」、「放射線治療」を2回以上した場合で、通院期間が重複するときは、重複したすべての通院期間の初日から最終日までの期間を同一の通院期間とし、通院給付金の支払対象期間となります。

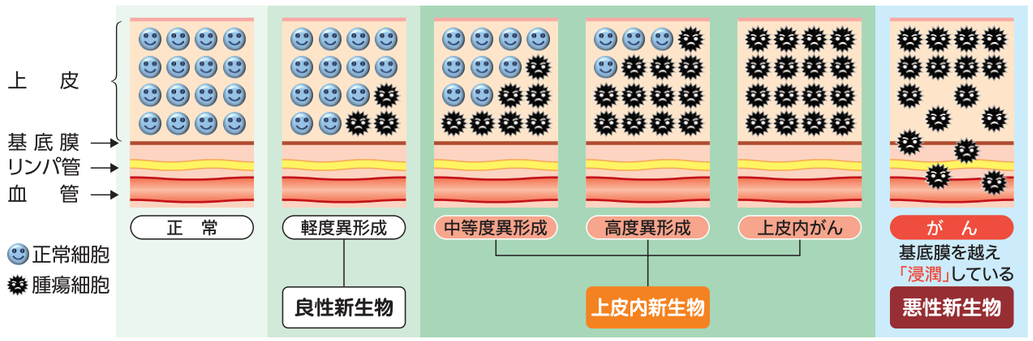


Q5 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いは?

A5 「がん」とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を越えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。
一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが「がん(悪性新生物)」との大きな違いです。

「がん(悪性新生物)と上皮内新生物の違い」について、動画でもご確認いただけます。
スマートフォンで下のコードを読み取って簡単アクセス

■子宮頸部の場合



アフラックにおける「がん」「上皮内新生物」は、WHO(世界保健機関)が定める「悪性新生物」「上皮内新生物」の規定にもとづきます。
WHOが定める「悪性新生物」「上皮内新生物」の規定は定期的に改訂されており、近年は「上皮内新生物」に含まれる異常の範囲が広がる傾向にあります。

名称に「がん」という文字がない疾患であっても、がん保障の支払対象となることもあります。
詳細はアフラックホームページをご確認ください。
https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyu/

「あんしんパレット」のご契約時の条件について

アフラック所定の条件により、単独加入できない特約や組み合わせがあります。

■以下の対象特約については、同時にお申込みができない特約があります。

対象特約	同時にお申込みできない特約
治療給付金特約	• 手術・放射線治療給付金特約 • 入院特約(「初期入院10日給付特則」付) • 入院一時金特約
手術・放射線治療給付金特約	• 治療給付金特約
入院特約(「初期入院10日給付特則」付)	• 治療給付金特約 • 入院一時金特約
入院一時金特約	• 治療給付金特約 • 入院特約(「初期入院10日給付特則」付)

■以下の条件でのお申込みはできません。

- ●「保険料払込免除特約」のみ
- ●「ケガの特約」と「保険料払込免除特約」のみ
- ●「終身特約」のみ
- ●「終身特約」と「保険料払込免除特約」のみ

※アフラックの「医療保険」をご契約されていない場合(＊1)、上記に加えて、「手術・放射線治療給付金特約」(＊2)「総合先進医療特約」「ケガの特約」については単独でのお申込みや、それぞれを組み合わせてのお申込みはできません。
あわせて以下のいずれかの特約のお申込みが必要となります。

- 治療給付金特約
- 入院特約
- 三大疾病入院特約
- 通院特約
- 三大疾病通院特約
- 入院一時金特約
- 三大疾病一時金特約
- 介護・認知症・障害一時金特約
- 女性疾病入院特約
- 女性特定手術特約
- 子ども特定感染症保障特約
- 終身特約

(＊1)お申込みいただくご契約と同一契約者・同一被保険者である医療保険のご契約がない場合のことをいいます。
(＊2)「手術・放射線治療給付金特約」については、「治療給付金特約」と同時にお申込みいただくことはできません。